

## 安城市における開発行為に係る道路の取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第2号の道路の取扱いについて定めるものとする。

(前面道路となる道路)

第2条 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第25条第2号の道路（以下「前面道路」という。）は、予定建築物に係る車両の主要な経路となる道路とする。ただし、次に掲げる道路は、前面道路としない。

- (1) 歩行者又は自転車の専用道路として道路法（昭和27年6月10日法律第180号）の規定による認定を受けている道路
- (2) 階段状の部分を含む道路
- (3) その他車両の通行に支障があることが明らかである道路

(前面道路の幅員)

第3条 前面道路の幅員（主として車両の通行上有効に利用できる部分の幅をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる用途及び同表の中欄に掲げる敷地の面積に応じ、同表の右欄に定める幅員以上としなければならない。

| 用途                 | 開発区域の面積                  | 幅員  |
|--------------------|--------------------------|-----|
| 住宅（自己居住用以外）        | 全て                       | 6 m |
| 住宅以外の建築物又は第1種特定工作物 | 1, 000 m <sup>2</sup> 未満 | 6 m |
|                    | 1, 000 m <sup>2</sup> 以上 | 9 m |

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前面道路の幅員は、当該各号に定める幅員以上とすることができる。

- (1) 令第25条第2号の小区間で通行上支障ない場合として、次のいずれにも該当する場合 住宅（住戸数が20以上の共同住宅及び長屋住宅を除く。）の用途に供する場合又は開発区域の面積が1, 000 m<sup>2</sup>未満の場合にあっては4 m、その他の場合にあっては6 m

ア 開発区域内に道路を新設すること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 開発区域の面積が、3, 000 m<sup>2</sup>未満であること。

(イ) 開発道路の延長が、50 m未満であること。

(ウ) 住宅目的の開発行為であって、次のいずれにも該当すること。

- a 開発区域が、幅員 6 m以上の道路に囲まれた街区内にあること。
- b 開発道路は、a の街区内の区画道路であること。
- c a の街区が、延長される予定のない 1 辺がおおむね 1 2 0 m以内の小区間であること。

(2) 令第 2 5 条第 2 号ただし書に該当する場合として、開発区域内に道路を新設せず、予定建築物の用途が次の表の左欄に掲げる用途のいずれかに該当し、かつ、開発の規模が同表の中欄に掲げる規模の範囲内である場合 同表の右欄に定める幅員

| 用途                             | 開発の規模                                                          | 幅員                                |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 戸建て分譲                          | 開発区域の面積が、3, 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満                            | 4 m                               |
|                                | 開発区域の面積が、3, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 1 万 m <sup>2</sup> 未満      | 5 m                               |
| 共同住宅、長屋住宅                      | 開発区域の面積が 3, 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満であって、住戸数が 2 0 戸未満           | 4 m                               |
|                                | 開発区域の面積が 3, 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満であって、住戸数が 2 0 戸以上 1 0 0 戸未満 | 5 m                               |
| 店舗                             | 開発区域の面積が、1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満                            | 5 m                               |
|                                | 開発区域の面積が、1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 3, 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満 | 6 m                               |
| 社会福祉施設、介護保険施設、有料老人ホーム、診療所及び事務所 | 開発区域の面積が、1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満                            | 4 m                               |
|                                | 開発区域の面積が、1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 3, 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満 | 5 m                               |
| 工場                             | 開発区域の面積が、3, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 1 万 m <sup>2</sup> 未満      | 6 m                               |
| その他この欄に掲げる用途に類似するもの            | 開発区域の面積が、1 万 m <sup>2</sup> 未満                                 | 6 m                               |
| その他この欄に掲げる用途に類似するもの            | 類似すると認められるこの表の左欄に掲げる用途（この項において「類似用途」という。）の区分に応じ、この欄に定める開発の規模   | 類似用途及びそれに応じた開発の規模の区分に応じ、この欄に定める幅員 |

備考

- 1 予定建築物の用途が複数ある場合の前面道路の幅員は、原則として用

途ごとに定められた幅員のうち最も大きい幅員以上としなければならない。

2 既設の建築物の敷地の拡大に伴う開発区域の場合におけるこの表の中欄の適用については、既設の建築物の敷地を含めた区域の面積を開発区域の面積とする。

3 前2項に規定する前面道路の最低の幅員は、開発区域の主要な乗入口から当該前面道路と交差する当該最低の幅員以上の幅員の道路まで継続しなければならない。

4 幅員が4 m以上の前面道路であって、当該前面道路が一方通行であるもの（一時的に制限されているものを除く。）は、その幅員に2を乗じて得た数を前面道路の幅員とみなすことができる。

（前面道路の最低の幅員を満たさない道路からの乗入の制限）

第4条 開発区域のうち、道路（法定外道路を含む。この条において同じ。）に接している部分で前条に規定する最低の幅員以上の道路に接していない部分には、縁石、さく等を設置し、自動車の乗入れができないようにしなければならない。ただし、4 m以上の幅員の道路に接している部分であって、通行の安全上支障がないと認められる部分には、原則として1箇所限り副次的に自動車の乗入口を設置することができる。

2 前項に規定する副次的な乗入口は、その開口の幅をおおむね4 m以下としなければならない。

（前面道路の最低の幅員を満たさない道路に接する駐車場からの乗入れの制限）

第5条 開発区域に接して駐車場を整備する場合であって、当該駐車場の乗入口が接する道路の幅員が、当該開発に係る前面道路の最低の幅員を満たさない場合は、当該駐車場の区域と開発区域の境界に、縁石、さく等を設置し、自動車の乗入れができないようにしなければならない。

（接続先道路となる道路）

第6条 第2条の規定は、令第25条第4号の道路（以下「接続先道路」という。）について準用する。

（接続先道路の幅員）

第7条 接続先道路の幅員（主として車両の通行上有効に利用できる部分の幅をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる用途に応じ、同表の右欄に定める幅員以上としなければならない。

| 用途                 | 幅員    |
|--------------------|-------|
| 住宅（自己居住用以外）        | 6.5 m |
| 住宅以外の建築物又は第1種特定工作物 | 9 m   |

- 2 前項の規定にかかわらず、予定建築物の用途が次の表の左欄に掲げる用途のいずれかに該当し、かつ、開発の規模が同表の中欄に掲げる規模の範囲内である場合は、接続先道路の幅員は、令第25条第4号の車両通行に支障がない道路として同表の右欄に定める幅員以上とすることができる。この場合において、開発区域内の道路（歩道を除く。）が接続する全ての道路の幅員は、同表の右欄に定める幅員（開発区域内の道路のいずれかが同表の右欄に定める幅員以上の道路に接する場合であって、車両の通行上支障がないと認められるときは、4 m）以上でなければならない。

| 用途          | 開発の規模                                                                              | 幅員  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 住宅（自己居住用以外） | 開発区域の面積が、3,000 m <sup>2</sup> 未満                                                   | 4 m |
|             | 開発区域の面積が、3,000 m <sup>2</sup> 以上1万 m <sup>2</sup> 未満                               | 6 m |
| 共同住宅、長屋住宅   | 開発区域の面積が3,000 m <sup>2</sup> 未満であって、住戸数が20戸未満                                      | 4 m |
|             | 開発区域の面積が10,000 m <sup>2</sup> 未満（開発区域の面積が3,000 m <sup>2</sup> 未満であって、住戸数が20戸未満を除く） | 6 m |
| 工場          | 開発区域の面積が、1万 m <sup>2</sup> 未満                                                      | 6 m |

#### 備考

- 1 予定建築物の用途が複数ある場合の接続先道路の幅員は、用途ごとに定められた幅員のうち最も大きい幅員以上としなければならない。
- 2 既設の建築物の敷地の拡大に伴う開発区域の場合におけるこの表の中欄の適用については、既設の建築物の敷地を含めた区域の面積を開発区域の面積とする。
- 3 前2項に規定する接続先道路の最低の幅員は、開発区域の主要な乗入口から当該接続先道路と交差する当該最低の幅員以上の幅員の道路まで継続しなければならない。

（大規模集客施設における前面道路及び接続先道路）

第8条 予定建築物の用途が大規模集客施設その他著しく車両の交通の増加が予測されるものである場合は、道路管理者及び愛知県公安委員会と協議し、必要に応

じて前面道路及び接続先道路に右左折車線、信号機、歩道等を設置するものとする。

(愛知県の基準の準用)

第9条 この基準に定めがない第33条第1項第2号の道路の取扱いについては、愛知県の基準の例による。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年12月20日から施行する。
- 2 改正後の安城市における開発行為に係る道路の取扱い基準は、この基準の施行の日以後になされた開発許可の申請について適用し、同日前になされた開発許可の申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和7年5月28日から施行する。
- 2 改正後の安城市における開発行為に係る道路の取扱い基準は、この基準の施行の日以後になされた開発許可の申請について適用し、同日前になされた開発許可の申請については、なお従前の例による。